

障害福祉サービス事業所 管理者 様

大津市健康福祉部福祉指導監査課長

令和7年度実績報告及び介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出について

平素は、本市の障害福祉施策の推進に多大な御協力をいただきありがとうございます。

さて、貴障害福祉サービス事業所等における「実績報告書」及び「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」につきましては、下記のとおり提出をお願いします。

なお、書類の作成にあたっては、下記注意事項を御熟読いただいたうえ、作成いただきますようお願いいたします。

記

提出書類	対象事業所	提出期限（必着）	提出方法
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 （令和8年4月分） 前年度実績が影響しない加算	基本報酬及び加算の変更がある事業所	令和8年3月15日	紙ベース（郵送 or 持参）
実績報告書	通所系（障害児は除く）・グループホーム（GH）・施設入所支援	令和8年4月15日	電子データ（メール） ＋ 紙ベース（郵送 or 持参）
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 （令和8年度4月、5月分） 4月分については、前年度実績により算定される加算のみ	基本報酬及び加算の変更がある事業所		紙ベース（郵送 or 持参）
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 （令和8年度6月分）			

【注意事項】

共通

- ・加算の有無等だけでなく、基本報酬や加算の区分を変更する場合も、届出が必要です。
- ・実績報告書の提出が必要な事業所で、基本報酬や加算内容に変更がない場合は体制等に関する届出書の提出は不要です。
- ・処遇改善計画書の提出については、厚生労働省より様式が示され次第別途通知します。
- ・様式については、メールで送付するとともに、本市のホームページにも掲載しますので、必ずその様式を使用してください。メールのダウンロード期限が過ぎた場合は、下記よりダウンロードしてください。

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/020/1439/g/b/40782.html>

（裏面有り）

## 通所系サービス

### ・平均工賃月額区分について

令和7年4月以前に指定を受けた事業所

⇒令和7年度の実績により算出

令和7年5～10月に指定を受けた事業所

⇒基本的にはみなしで1万円以下の区分のままですが、令和7年10月～令和8年3月の6月間の実績により区分の変更も可能です。

令和7年11月以降に指定を受けた事業所

⇒みなしで1万円以下の区分のまま

**\*就労継続支援B型事業所は毎年度平均工賃月額を報告する必要があるため、基本報酬や加算の区分に変更がない場合も体制等に関する届出書の「基本報酬の算定区分に関する届出書（別紙39）」を必ず提出してください。**

### ・目標工賃達成加算について

令和7年度から継続して算定する場合も根拠資料（体制届の別紙）の提出が必要です。

令和7年度は算定していたが、令和8年度は算定外となる場合も届出が必要です。

令和6年11月以降に指定を受けた事業所は令和6年度の実績が6月間ないため対象外です。

（参考：全国平均工賃月額 令和4年度：17,031円、令和5年度：23,053円）

### ・就労移行支援体制加算について

令和7年度から継続して算定する場合も根拠資料（体制届の別紙）の提出が必要です。

令和7年度は算定していたが、令和8年度は算定外となる場合も届出が必要です。

### ・重度者支援体制加算について

令和7年度から継続して算定する場合も根拠資料（体制届の別紙）の提出が必要です。

令和7年度は算定していたが、令和8年度は算定外となる場合も届出が必要です。

### ・生活介護の前年度実績について

実績報告書の平均障害支援区分等算出シートを12か月分作成し、その平均値より必要な常勤換算数等を算出してください。

### ・人員配置体制加算について

人員配置体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）を算定する場合の「区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者」の割合については、実績報告書の平均障害支援区分等算出シートを12か月分作成し、その平均値より確認してください。

### ・利用日数の特例適用の届出について

令和7年度から継続して特定適用する場合も届出の提出が必要です。

### ・就労継続支援A型事業における利用者負担額減免措置の届出について

令和7年度から継続して減免措置を適用する場合も届出の提出が必要です。

## 短期入所

併設するサービスの様式にあるシートを使用してください。単独型は実績報告不要です。

## グループホーム(GH)

### ・短期入所について

併設型又は空床型の短期入所を同一住居で運営している事業所は、短期入所分の実績報告も必要です。

### ・夜間支援等体制加算について

対象者数変動する場合も届出が必要です。

大津市健康福祉部福祉指導監査課  
障害事業所グループ  
Tel : 077-528-2912  
E-mail : [otsu1439@city.otsu.lg.jp](mailto:otsu1439@city.otsu.lg.jp)